

# 宮島町屋の今と昔

⇒ [お主サイトトップページ](#)

## 『厳島神社縁起』によれば

素戔男尊（すさのおのみこと）の娘とされる宗像三女神（むなかたさんじょじん）の市杵島姫命（いちきしまひめのみこと）・湍津姫命（たぎつひめのみこと）・田心姫命（たごりひめのみこと）は、一双（2羽）の神鴉（ごがらす）に導かれ、現在厳島神社のある場所に鎮座したという。当時の豪族の佐伯鞍職（さえきのくらもと）593年の創建。

## 「厳島」と「宮島」の呼称の使い分け

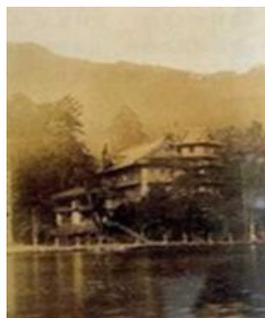
島の呼称の明確な決まりはなく、観光PR上、読みやすさや漢字の平易さから「宮島」を選ぶことが多い。だからなのか、毛利元就が陶晴賢を破ったあの戦いは「宮島の戦い」と言わずに「厳島の戦い」というとか。

1889年(明治22年)に町制施行のときには「厳島町」

1950年(昭和25年)に瀬戸内海国立公園の指定区域に厳島が加えられ、町名を「宮島町」に変更。

## 「宮島ホテル」の火災

原爆ドーム（かつての広島産業奨励館）を設計したチェコの建築家ヤン・レツルが設計し、大正6年（1917）に落成した宮島ホテルは、宮島観光を楽しむ外国人専用のホテルとして利用された。



戦後、昭和20年（1945）以後は連合軍に接収されて保養施設となっていたが、昭和27年（1952）8月27日に焼失した。現在の宮島駐在所あたりの海岸に波止があり、そこで西の松原の向こうに、火の手が上がり、子ども心に火の怖さを初めて知ったことを覚えています。大元神社の手前の海際に建つ在りし日の宮島ホテル。現在この地に国民宿舎「杜の宿（もりのやど）」が建っている。

「参考 web」

<https://oirushock.exblog.jp/15475373/>

## 「風習」

宮島は信仰上の理由から、島全体が神域（御神体）とされたため、神の体を傷つける農耕や林業の禁止や血や死といったケガレの忌避（きひ）など独特の風習が多くある。

天正8年（1580年）成立棚守房頭覚書に「島中禁制のこと」があり、また芸藩通志（1825）の「厳島の風俗」にあまり知られざる禁制事項としての一部を記す。

- 島に五穀（米・麦・粟（あわ）・黍（きび）・豆）を作らず、よそより船に載せ来たるを買うなり。
- 島に猿鹿多く馴れ居る。猿は神の供物に触るときは、島人相集まりて狩り捕へ、ひきまわして、能美島、黒神島などへ放つ。
- 島に狗（いぬ）を畜（か）はず、是鹿を害する故なるべし、もし里の狗（いぬ）渡り来たれば、島民捕えて地の方に渡すなり、また鹿を殺したる人あれば、その死鹿を負はせて市をひき巡（めぐら）し、地の方へ渡す。
- 島に一向宗（浄土真宗）の寺かつてなし、外より来たり家するもの、まづこの宗旨を改めて後に住居せしむとなん。
- 島人、白木の箸（はし）を用いるを禁ず、正月四日の祭祀に、白箸を神に奉獻する故とかや。

## 「寺院」 数字創建年

### 真言宗

大聖院 806・大願寺 1201～3 再興・宝寿院 946

### 曹洞宗

徳寿寺 1715・存光寺 開基不明

### 浄土宗

光明院 1573～1592・神泉寺跡・称名庵跡（しょうみょうあん）江戸中期

### 浄土真宗

真光寺（しんこうじ）大正末期

※神泉寺とは壇の浦の合戦(1185)で入水した平清盛の妻二位の尼をとむらりて創建。江戸期昼夜「刻」を報じ「時寺」ともいった誓真修行の寺。

明治維新後廃寺、尼の木造は光明院に移された。

## 宮島島内に県道 2 本

広島県の県道は、主要地方道（二桁）100（欠番あり）と一般県道（三桁）101～474（欠番あり）とあり、43号は、主要地方道、170号は、一般県道になる。



### 広島県道 43 号厳島公園線

瀬戸内海を越えて宮島口が起点で宮島に入っからは厳島神社方面と逆方向に走る路線である。

- 起点：廿日市市宮島口 1 丁目（国道 2 号交点）
- 終点：廿日市市宮島町（包ヶ浦自然公園）
- 実延長：3.081km
- 海上寸断区間：廿日市市宮島口 1 丁目 - 廿日市市宮島町胡町（大野瀬戸、この区間はフェリーボートまたは宮島航路で連絡）

#### 接続道路

- 国道 2 号（国道 433 号重用）（廿日市市宮島口 1 丁目・宮島口駅前交差点）
- 広島県道 170 号厳島港厳島神社線（廿日市市宮島町胡町）



### 広島県道 170 号厳島港厳島神社線

宮島島内に起点を持つ唯一の県道。道が狭い。

- 起点：廿日市市宮島町胡町・厳島港（広島県道 43 号厳島公園線交点）
- 終点：廿日市市宮島町・厳島神社
- 総延長：480m

#### 接続道路

- 広島県道 43 号厳島公園線（廿日市市宮島町胡町厳島港）

## 弥山の消えずの火

弘法大師の護摩の火が今でも守りつづけられており、その火は、広島市の平和記念公園の平和の灯へと受け継がれている。

この火を守り続けるための木材は当然のことながら弥山から出されるが、神様の山なのでその木を切ったりすることはできない。既に、倒木となった木を切ってそれを護摩木にするのに、実は、この行為は環境省かどこかの許可が必要で、その都度特別な申請を出しているという。一動画

[http://cgi2.nhk.or.jp/michi/cgi/detail.cgi?dasID=D0004990151\\_00000](http://cgi2.nhk.or.jp/michi/cgi/detail.cgi?dasID=D0004990151_00000)

## 神の島故農耕は一切厳禁のはずが

腰細浦の大砂利地区では畑作がされており、島内の学校給食にも使われているそうだ。

## 宮島の合併

「火葬場がない」、「地続きじゃない」、「ゴミ焼却場がないくせに、出すゴミの量が半端じゃない」などの理由で合併先が見つからず、「住民投票をして合併先を決めろ」という内容の地方自治法に基づいた広島県知事勧告が入り、2004年8月に住民投票の結果、200票差で廿日市合併に決まり、「廿日市市宮島町」の住所に落ち着く。

## 宮島の番地トップナンバーは

「廿日市市宮島町 1」の厳島神社



### 厳島神社の神紋

神紋は

「三つ盛り二重亀甲に剣花菱」

## 厳島神社と八

- 東西合わせた回廊の長さ・約 262 尺（百八間・ま）
- 一柱間（ひとはしらま）八尺（約 2.4 尺）
- 一間（いちま）に床板八枚が敷かれている

- 回廊や社殿の吊り灯籠や参道の石燈籠の総数も百八
- 大鳥居は本社の拜殿より百八間、火焼前（ひたさき）より八八間の海面に立つ

八という数字のこだわりには、

百八は人の持つ煩悩の数で、この世に極楽浄土を再現しようとした平清盛が意識して社殿を造営させたとされる。

## 回廊の床板

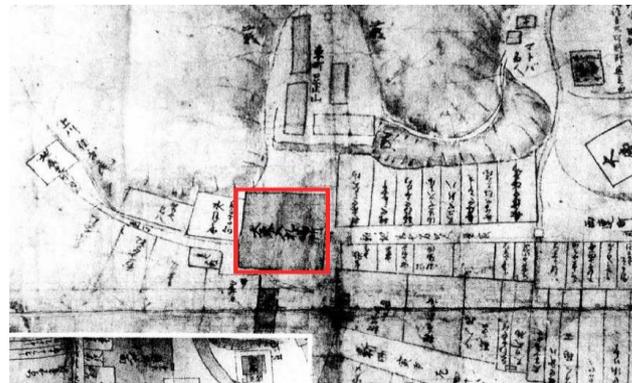
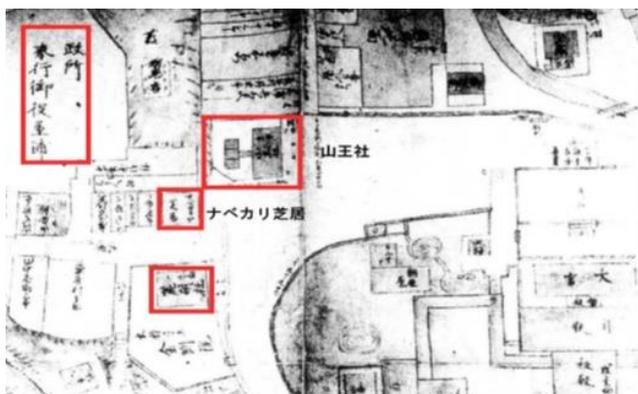
一柱間（ひとはしらま）に八枚の幅が不揃いの床板が張られ、すき間があいており、高欄（こうらん・手すり）の内側で切れ、高欄の外に出ている板とは違う板です。

戦前は東回廊入口からは土足厳禁でしたので、わら草履の上に履き替えていましたが、戦後いつ頃からか、参拝者の便を図る為に土足解禁とされた。

厳島神社の国宝指定が1952（昭和27年）3月29日なので、それ以前に、国宝の床板のすり減りを防止するため、国宝の板の上に保護板をかぶせたというわけですね。国宝の板は100年前の明治末頃取替えられています。

## 「宮島芝居小屋」の変遷

宮島に常設の芝居小屋ができるのは天明（1781－89）の頃である。宮島奉行の屋敷近くの大町の「ナベカリヤ芝居」と新町のとみくじ富籤興行が行われる「だいそく大東入札場所」であると同時に、芝居興行が行われる「常設の芝居小屋」であった。



文化八年（1811）の「安芸国厳島細見之図会」には本社東に「芝居」と描かれている。寛政から文化にかけて御垣ヶ原（山翁社前の広場）に本格的な常設の大劇場が建てられたのであろう。

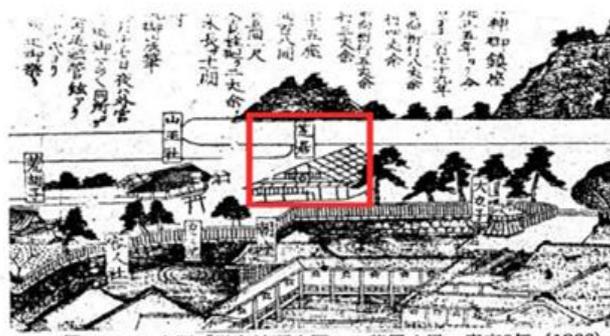


図119-2 木版「厳島社頭之図」の芝居小屋 慶応2年（1866）  
（宮島歴史民俗資料館蔵）

「芸州厳島図会」上巻 408頁 「歌舞伎芝居の圖」5行～の「西海第一の劇場」は厳島本社東の御垣ヶ原の芝居仮屋周辺のにぎわいを表している。また、400頁「遊女能を觀に出る図」に描かれた芝居小屋は、新町の富座（大東入札場所兼芝居小屋）であろう。

明治維新後、藩の支援を失った宮島芝居は、明治元年の富籤の禁令で経済的に苦境に立つ。

明治5年三月市で芸子芝居を興行中に出火全焼。嘉永三年（1850）の大風で倒壊した大鳥居が、明治8年の再建を機に有志により劇場・明神座（厳島大明神からとった名付けか？）として御垣ヶ原に再建。同年8月、明治4年以来休座の宮島歌舞伎が5年ぶりに興行された。明治18年（1885）、劇場は解体され、これをもって宮島歌舞伎は終焉した。

北の町へ移築された劇場は名を明神座と呼ばれ、大正の末、宮島劇場と改称、映画の上映をしていた

が、昭和 35 年（1960）に電々公社に売却され、宮島の芝居小屋は完全に消滅した。（7 頁 10 図）

山翁社の前の御垣ヶ原の大劇場跡地には、明治 28 年に宝物陳列場が建てられた。その後昭和 9 年に宝物館が国宝西回廊を出た所に造られ、現在、大劇場跡地には社務所が建っている。

### 「宮島図屏風」 松本山雪（東京国立博物館蔵）

この六曲一双屏風には、江戸初期に宮島の市に芝居が来ていたことを証する史料となる人形芝居や市立、小浦遊廓等が描かれている



第 6 扇 第 5 扇 第 4 扇 第 3 扇 第 2 扇 第 1 扇



第 5 扇 （長濱神社） （小浦遊廓）



第 2 扇（人形芝居部分拡大）

※山雪：伊予松山藩の御用絵師で馬の絵を得意とした

### 「宮島の遊廓」と治安機構「革田集團」

寛永 2 年(1625)広島藩は城下中島材木町にあった娼家を厳島に移し、同時に娼家・芝居・見世物などを城下から一掃する風俗統制を行なった。

元禄 15 年(1702) 成立の「厳島道芝記」に「もとは広島の中中にありしを、寛永年中に宮島にうつし、新にひとつの廓（くるわ）となれり。故に新町（傾城町（けいせいまち））といふ。遊女数十人此の間（さと）を出さず」とある。（P152）

ところで、寛永 12 年（1633）8 月 6 日、女性を勾引（こういん）し、宮島の遊廓に売った罪人を処罰したという書状がある。内二人は廿日市の者、あとの二人は岩国の者であった。

広島・岩国両藩で幾度かのやり取りののち、広島藩は四人を磔（はりつけ）という厳罰の措置とした（廿日市町史 資料編Ⅲ P14 の 15）。

河野団左衛門の由緒書によれば、弾左衛門の先祖は相模国に居住していたが、承久 2 年（1220）、鎌倉幕府の三代将軍源実朝が佐西郡の一万六千貫の所領を厳島神社に寄進し、中原親実が厳島神主として鎌倉から下向して桜尾城に居城を構えた際、その供として下向し、それ以来「厳島雑式役（いつくしまぞうしきやく）」を勤めるようになった。

天文 24 年の「厳島合戦」の折には、家来 70 人を率いて毛利元就に加勢し、その戦功によって三百石の扶持米（ふちまい）を受け雑式役を認められた。しかし、慶長 5 年（1600）に福島正則が広島に入部してきた際、その三百石の扶持米は取上げられ、その代わりに「宮島市立之節諸商人之運上」を取る権利等と、「盗賊召捕侯得者雑物不残可被下旨被仰付」られたと述べている

（廿日市町史 資料編Ⅱ P191~193）。

ここで注目すべきは、中世以来「厳島雑式役」を勤めてきたという由緒と、福島正則から与えられた運上取立と盗賊の雑物（ざつぶつ）を取る権利である。

宮島市立・神事・祭礼において、佐方村居住の河野団左衛門に率いられた革田集團が「雑式役（ぞ

うしきやく)」と「宮島警護役」を奉仕し、その見  
返りとして、「諸商人芝居女屋芝銭」を徴収し、ま  
た地方（じかた・島外の佐伯郡内）において「御用  
<sup>ならびに</sup>并 盗賊警護」を勤めている

（廿日市町史 資料編Ⅲ P167～169）。

これらのことから、この革田集団が先の廿日市岩  
国の罪人の捕縛（ほぼく）と護送、引渡しを宮島奉  
行所に行なった可能性がある。こうした河野団左衛  
門率いる革田集団の「宮島警護役」と「地方警護役」  
の機能に依存しながら宮島の遊所を管理できると  
広島藩が巖島に娼家<sup>しょうか</sup>を移したのではないかと考え  
られる。